

第 1 回座間味村議会臨時会

第 1 日 目

2 月 1 9 日

令和6年第1回座間味村議会臨時会会議録

| | | | | |
|--|-------------------|-------------------------|---------------|---------|
| 招 集 年 月 日 | 令 和 6 年 2 月 1 9 日 | | | |
| 招 集 場 所 | 座 間 味 村 議 会 議 場 | | | |
| 開 閉 会 等 日 時 宣 告 | 開 会 | 令和6年2月19日 午前10時00分 議長宣言 | | |
| | 閉 会 | 令和6年2月19日 午前11時00分 議長宣言 | | |
| 出 席 議 員 (応 招) | 議 席 番 号 | 氏 名 | 議 席 番 号 | 氏 名 |
| | 1 番 | 又 吉 文 江 | 6 番 | 宮 平 清 志 |
| | 2 番 | 西 田 吉 之 介 | 7 番 | 宮 平 喜 文 |
| | 3 番 | 垣 花 太 郎 | | |
| | 5 番 | 中 村 秀 克 | | |
| 欠 席 議 員 (不 応 招) | 議 席 番 号 | 氏 名 | 議 席 番 号 | 氏 名 |
| | | | | |
| | | | | |
| 会 議 録 署 名 議 員 | 3 番 | 垣 花 太 郎 | 5 番 | 中 村 秀 克 |
| 職務のため議場に出 席した者 | 事 務 局 長 | 中 村 和 茂 | 臨 時 書 記 | |
| 地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名 | 村 長 | 宮 里 哲 | 産 業 振 興 課 長 | 宮 平 明 |
| | 副 村 長 | 宮 平 真 由 美 | 船 舶 ・ 観 光 課 長 | 中 村 悟 |
| | 教 育 長 | 垣 花 健 | 教 育 課 長 | 糸 嶺 直 生 |
| | 政 策 調 整 監 | 宇 地 原 由 人 | | |
| | 総 務 課 長 | 松 田 力 | | |
| | 住 民 課 長 | 石 川 聖 子 | | |

令和6年第1回座間味村議会臨時会議事日程（第1号）

（令和6年2月19日午前10時00分開会）

| 日 程 | 議案番号 | 件 名 |
|-----|-------|--|
| 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | | 会期の決定 |
| 3 | | 提出議案の説明（議案第1号～議案第8号まで） |
| 4 | 議案第1号 | 専決処分の承認について（令和5年度座間味村一般会計補正予算（第9号）） |
| 5 | 議案第2号 | 専決処分の承認について（令和5年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第5号）） |
| 6 | 議案第3号 | 建物明渡等請求事件の和解について |
| 7 | 議案第4号 | 座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 8 | 議案第5号 | 座間味村官民連携住宅設置及び管理に関する条例の制定について |
| 9 | 議案第6号 | 座間味村手数料徴収条例の一部を改正する条例について |
| 10 | 議案第7号 | 座間味村有償バス運行条例の一部を改正する条例について |
| 11 | 議案第8号 | 令和5年度座間味村一般会計補正予算（第10号）について |

○ 議長（宮平喜文）

ただいまから令和6年第1回座間味村議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本議会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番 垣花太郎議員及び5番 中村秀克議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日限りにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は、本日限りに決定しました。

日程第3．議案第1号 専決処分の承認について（令和5年度座間味村一般会計補正予算（第9号））から議案第8号 令和5年度座間味村一般会計補正予算（第10号）についてまでの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

では今日一日よろしくお願いをいたします。議案の説明に先立ちまして、せんだって行われました座間味村産業まつり、健康福祉まつりにおきましては、多くの方々に御参加をいただきました。また議員の皆様方におかれましても御参加をいただき、あるいは議員以外の立場でもお手伝いをしていただいたこと、本当に心から感謝を申し上げたいと思います。今回は非常に職員のほうからいろいろな提案がございまして、いろいろな展示物を増やしてみたいということで、御来場された村民の皆様にも非常に喜んでいただいたということでございまして、改めまして御参加、あるいは御協力いただいた村民だけではなく、特に議員の先生方には心から感謝を申し上げたいと思いますし、これを契機にまたいろいろな企画イベント等含めて、しっかりと村民の皆様にも、さらに喜んでいただけるような仕組みづくりをさせていただきたいと思いますので、引き続きの御協力と御支援をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは議案の説明に入らせていただきます。

議案第1号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和6年2月19日提出

座間味村長 宮 里 哲

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年度座間味村一般会計補正予算第9号（別紙）

【専決処分理由】

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた低所得世帯を早急に支援するための予算の補正が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分をする。

令和6年1月15日

座間味村長 宮 里 哲

令和5年度座間味村一般会計補正予算（第9号）

令和5年度座間味村一般会計の補正予算（第9号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,969千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,822,960千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年1月15日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|--------------|-------------|-----------|--------|-----------|
| 13 国 庫 支 出 金 | | 65,398 | 12,969 | 78,367 |
| | 2 国 庫 補 助 金 | 35,301 | 12,969 | 48,270 |
| 歳 入 合 計 | | 1,809,991 | 12,969 | 1,822,960 |

歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------|-------------|-----------|--------|-----------|
| 3 民 生 費 | | 182,743 | 12,969 | 195,712 |
| | 1 社 会 福 祉 費 | 145,427 | 12,969 | 158,396 |
| 歳 出 合 計 | | 1,809,991 | 12,969 | 1,822,960 |

議案第2号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和6年2月19日提出

座間味村長 宮 里 哲

座間味村告示第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年度座間味村航路事業特別会計補正予算第5号（別紙）

【専決処分理由】

令和4年度決算に伴う消費税申告額確定後、令和5年度分の中間納付税額が見込みより大幅に増額し複数回払いとなった為、予算の補正が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分をする。

令和6年1月25日

座間味村長 宮 里 哲

令和5年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第5号）

令和5年度座間味村航路事業特別会計の補正予算（第5号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ952,466千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第

1表「歳出予算補正」による。

令和6年1月25日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳出予算補正

歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|---------|---------|---------|---------|
| 1 運搬費用 | | 554,592 | △778 | 553,814 |
| | 9 船費 | 317,400 | △778 | 316,622 |
| 3 財産費 | | 156,496 | △13,826 | 142,670 |
| | 2 積立金 | 13,826 | △13,826 | 0 |
| 4 事業税費 | | 27,254 | 14,604 | 41,858 |
| | 1 営業外費用 | 27,254 | 14,604 | 41,858 |
| 歳出合計 | | 952,466 | 0 | 952,466 |

議案第3号

建物明渡等請求事件の和解について

建物明渡等請求事件に関し下記のとおり和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月19日

座間味村長 宮里 哲

1 和解の相手方（被告） 座間味村在住者

2 事件名 那覇地方裁判所 令和4年（ワ）第507号 建物明渡等請求事件

(1) 訴訟物の価格 245万6,439円

(2) 貼用紙額 1万8,000円

3 事案の概要

被告は、昭和59年頃から本件施設を使用していたところ、原告は、座間味村住民に等しく本件施設を使用してもらおうべく、令和4年4月1日以降の利用者の選定を行うこととした。このため、被告に対しては、使用許可の期限である令和4年3月末日をもって本件施設を明渡すよう、令和3年2月15日より再三にわたって通知してきた。

しかしながら、被告は令和4年2月14日、本件施設から退去する意思はないことを示し、占有し続けていたため、本件訴訟を提起したものである。

4 和解の内容（調停事項）

- (1) 被告は、原告に対し、物件目録記載の建物について、現在被告が占有していることを認める。
- (2) 原告は、被告に対し、本件明渡しを、令和6年3月31日まで猶予する。
- (3) 被告は原告に対し、前項の期日に限り、本件建物に設置された造作及び工作物並びに本件建物内に存在する動産を自己の費用をもって撤去し本件建物を明け渡す。ただし、村と協議した造作及び工作物に関しては撤去義務を免除する。
- (4) 原告は、被告が前項本文の明渡しをした場合には、令和6年2月1日から同年3月31日までの本件建物の賃料相当損害金の支払を免除する。
- (5) 被告は、被告において原告のために債務者として供託している金員について原告が受領することに異議を述べない。
- (6) 被告が第3項の本件建物の明渡しを遅滞したときは、被告は、原告に対し、遅滞した日の翌日から明渡済みまで1か月2万5,700円の割合による賃料相当の損害金を支払う。
- (7) 被告は、本和解の内容の一切を秘密として保持し、理由の如何を問わず、第三者に対し、一切開示又は漏洩しない。また、被告は、すでに本和解の内容を知っている親族に対しても、その他の第三者に対し理由の如何を問わず、一切開示又は漏洩させないことを約束する。
- (8) 原告は、被告に対するその余の請求を放棄する。
- (9) 原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるものの外、何ら債権債務のないことを相互に確認する。
- (10) 訴訟費用は、各自の負担とする。

5 物件目録

所 在 沖縄県島尻郡座間味村字座間味94番地1

家屋屋号 (未登記につきなし)

種 類 店舗

構 造 鉄筋コンクリート造3階建

床面積 1階 188.13㎡

2階 78.58㎡

3階 17.16㎡

のうち、1階109.2㎡

議案第4号

座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年座間味村条例41号）の一部を改正する条例について地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月19日提出

座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

令和5年人事院勧告に基づく見直しの実施により本条例の一部を改正する必要がある。
これが本議案を提案する理由である。

条例第1号

座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

| 職員の区分 | 職務の級 | 1級 | 2級 |
|------------|---------|---------|---------|
| | 号給 | 給料月額 | 給料月額 |
| 再任用職員以外の職員 | | 円 | 円 |
| | 1 | 162,100 | 208,000 |
| | 2 | 163,200 | 209,700 |
| | 3 | 164,400 | 211,400 |
| | 4 | 165,500 | 212,900 |
| | 5 | 166,600 | 214,400 |
| | 6 | 167,700 | 216,200 |
| | 7 | 168,800 | 217,900 |
| | 8 | 169,900 | 219,600 |
| | 9 | 170,900 | 221,100 |
| | 10 | 172,300 | 222,600 |
| | 11 | 173,600 | 224,100 |
| | 12 | 174,900 | 225,600 |
| | 13 | 176,100 | 226,800 |
| | 14 | 177,600 | 228,200 |
| | 15 | 179,100 | 229,600 |
| | 16 | 180,700 | 231,000 |
| | 17 | 181,800 | 232,400 |
| | 18 | 183,200 | 234,000 |
| | 19 | 184,600 | 235,500 |
| | 20 | 186,000 | 236,900 |
| | 21 | 187,300 | 238,100 |
| | 22 | 189,600 | 239,700 |
| | 23 | 191,800 | 241,200 |
| | 24 | 194,000 | 242,600 |
| 25 | 196,200 | 243,600 | |

| | | |
|----|---------|---------|
| 26 | 197,900 | 245,100 |
| 27 | 199,400 | 246,400 |
| 28 | 200,900 | 247,600 |
| 29 | 202,400 | 248,700 |
| 30 | 203,800 | 249,700 |
| 31 | 205,200 | 250,600 |
| 32 | 206,600 | 251,500 |
| 33 | 208,000 | 252,400 |
| 34 | 209,300 | 253,300 |
| 35 | 210,600 | 254,100 |
| 36 | 211,900 | 254,900 |
| 37 | 213,200 | 255,600 |
| 38 | 214,400 | 256,700 |
| 39 | 215,600 | 257,900 |
| 40 | 216,700 | 259,000 |
| 41 | 217,800 | 260,200 |
| 42 | 218,900 | 261,400 |
| 43 | 219,900 | 262,500 |
| 44 | 220,900 | 263,600 |
| 45 | 221,800 | 264,700 |
| 46 | 222,700 | 265,800 |
| 47 | 223,600 | 266,900 |
| 48 | 224,500 | 267,900 |
| 49 | 225,400 | 268,900 |
| 50 | 226,300 | 269,900 |
| 51 | 227,200 | 270,900 |
| 52 | 228,100 | 271,800 |
| 53 | 228,900 | 272,700 |
| 54 | 229,800 | 273,600 |
| 55 | 230,700 | 274,500 |
| 56 | 231,500 | 275,400 |
| 57 | 231,800 | 276,300 |
| 58 | 232,600 | 277,200 |
| 59 | 233,300 | 278,100 |
| 60 | 233,900 | 279,000 |
| 61 | 234,500 | 280,000 |
| 62 | 235,200 | 281,000 |
| 63 | 235,800 | 281,900 |
| 64 | 236,300 | 282,800 |
| 65 | 236,800 | 283,300 |

| | | |
|-----|---------|---------|
| 66 | 237,300 | 284,000 |
| 67 | 237,800 | 284,700 |
| 68 | 238,400 | 285,600 |
| 69 | 238,900 | 286,600 |
| 70 | 239,400 | 287,400 |
| 71 | 239,900 | 288,200 |
| 72 | 240,400 | 289,000 |
| 73 | 240,900 | 289,700 |
| 74 | 241,400 | 290,200 |
| 75 | 241,800 | 290,600 |
| 76 | 242,300 | 291,000 |
| 77 | 242,800 | 291,200 |
| 78 | 243,300 | 291,500 |
| 79 | 243,800 | 291,700 |
| 80 | 244,300 | 292,000 |
| 81 | 244,700 | 292,200 |
| 82 | 245,200 | 292,400 |
| 83 | 245,600 | 292,700 |
| 84 | 246,000 | 292,900 |
| 85 | 246,400 | 293,200 |
| 86 | 246,800 | 293,500 |
| 87 | 247,200 | 293,800 |
| 88 | 247,600 | 294,100 |
| 89 | 248,000 | 294,400 |
| 90 | 248,500 | 294,800 |
| 91 | 248,800 | 295,100 |
| 92 | 249,100 | 295,500 |
| 93 | 249,400 | 295,700 |
| 94 | | 295,900 |
| 95 | | 296,200 |
| 96 | | 296,600 |
| 97 | | 296,800 |
| 98 | | 297,100 |
| 99 | | 297,500 |
| 100 | | 297,900 |
| 101 | | 298,100 |
| 102 | | 298,400 |
| 103 | | 298,800 |
| 104 | | 299,100 |
| 105 | | 299,300 |

| | | | |
|-------|-----|-----------|-----------|
| | 106 | | 299,600 |
| | 107 | | 300,000 |
| | 108 | | 300,300 |
| | 109 | | 300,500 |
| | 110 | | 300,900 |
| | 111 | | 301,300 |
| | 112 | | 301,600 |
| | 113 | | 301,800 |
| | 114 | | 302,000 |
| | 115 | | 302,300 |
| | 116 | | 302,700 |
| | 117 | | 302,900 |
| | 118 | | 303,100 |
| | 119 | | 303,400 |
| | 120 | | 303,700 |
| | 121 | | 304,100 |
| | 122 | | 304,300 |
| | 123 | | 304,600 |
| | 124 | | 304,900 |
| | 125 | | 305,200 |
| 再任用職員 | | 188,700 円 | 216,200 円 |

別表第2（第4条関係）
行政職給料表（単労職）

| 職員の区分 | 職務の級 | 1 級 | 2 級 |
|------------|---------|---------|---------|
| | 号 給 | 給料月額 | 給料月額 |
| 再任用職員以外の職員 | | 円 | 円 |
| | 1 | 147,100 | 200,200 |
| | 2 | 148,100 | 201,200 |
| | 3 | 149,100 | 202,200 |
| | 4 | 150,100 | 203,000 |
| | 5 | 151,200 | 203,700 |
| | 6 | 152,300 | 205,200 |
| | 7 | 153,400 | 206,500 |
| | 8 | 154,400 | 207,600 |
| | 9 | 155,300 | 208,900 |
| | 10 | 156,400 | 209,600 |
| 11 | 157,500 | 210,400 | |

| | | |
|----|---------|---------|
| 12 | 158,600 | 211,100 |
| 13 | 159,500 | 212,200 |
| 14 | 160,600 | 213,100 |
| 15 | 161,800 | 214,000 |
| 16 | 162,900 | 214,800 |
| 17 | 164,000 | 215,700 |
| 18 | 165,400 | 216,700 |
| 19 | 166,700 | 217,600 |
| 20 | 167,900 | 218,500 |
| 21 | 169,000 | 219,200 |
| 22 | 170,200 | 220,000 |
| 23 | 171,400 | 220,800 |
| 24 | 172,600 | 221,400 |
| 25 | 173,700 | 222,100 |
| 26 | 175,200 | 222,600 |
| 27 | 176,700 | 223,000 |
| 28 | 178,200 | 223,500 |
| 29 | 179,600 | 224,100 |
| 30 | 181,000 | 225,100 |
| 31 | 182,500 | 226,000 |
| 32 | 184,000 | 226,600 |
| 33 | 185,400 | 227,100 |
| 34 | 187,100 | 228,100 |
| 35 | 188,800 | 229,100 |
| 36 | 190,500 | 230,100 |
| 37 | 192,200 | 230,600 |
| 38 | 193,300 | 231,700 |
| 39 | 194,700 | 232,800 |
| 40 | 195,800 | 233,800 |
| 41 | 196,800 | 234,500 |
| 42 | 198,200 | 235,500 |
| 43 | 199,400 | 236,400 |
| 44 | 200,600 | 237,200 |
| 45 | 202,100 | 238,000 |
| 46 | 203,100 | 238,800 |
| 47 | 204,000 | 239,500 |
| 48 | 205,100 | 240,100 |
| 49 | 206,200 | 240,700 |
| 50 | 207,200 | 241,600 |
| 51 | 208,100 | 242,500 |

| | | |
|----|----------|----------|
| 52 | 209, 100 | 243, 300 |
| 53 | 210, 200 | 244, 200 |
| 54 | 211, 200 | 245, 100 |
| 55 | 212, 100 | 245, 700 |
| 56 | 213, 000 | 246, 400 |
| 57 | 213, 900 | 247, 200 |
| 58 | 214, 500 | 247, 900 |
| 59 | 215, 200 | 248, 600 |
| 60 | 216, 000 | 249, 200 |
| 61 | 216, 800 | 249, 800 |
| 62 | 217, 300 | 250, 600 |
| 63 | 217, 800 | 251, 400 |
| 64 | 218, 300 | 252, 000 |
| 65 | 218, 800 | 252, 600 |
| 66 | 219, 400 | 253, 100 |
| 67 | 220, 000 | 253, 500 |
| 68 | 220, 500 | 253, 900 |
| 69 | 220, 800 | 254, 600 |
| 70 | 221, 100 | 255, 100 |
| 71 | 221, 400 | 255, 500 |
| 72 | 221, 700 | 255, 800 |
| 73 | 221, 900 | 256, 000 |
| 74 | 222, 300 | 256, 300 |
| 75 | 222, 600 | 256, 700 |
| 76 | 223, 000 | 257, 100 |
| 77 | 223, 200 | 257, 400 |
| 78 | 223, 700 | 257, 800 |
| 79 | 224, 000 | 258, 200 |
| 80 | 224, 300 | 258, 600 |
| 81 | 224, 600 | 258, 900 |
| 82 | 224, 900 | 259, 200 |
| 83 | 225, 200 | 259, 500 |
| 84 | 225, 500 | 259, 700 |
| 85 | 225, 800 | 259, 900 |
| 86 | 226, 100 | 260, 100 |
| 87 | 226, 400 | 260, 400 |
| 88 | 226, 700 | 260, 700 |
| 89 | 227, 000 | 260, 900 |
| 90 | 227, 400 | 261, 100 |
| 91 | 227, 700 | 261, 400 |

| | | |
|-----|---------|---------|
| 92 | 228,000 | 261,600 |
| 93 | 228,200 | 261,900 |
| 94 | 228,500 | 262,200 |
| 95 | 228,800 | 262,500 |
| 96 | 229,100 | 262,700 |
| 97 | 229,300 | 262,900 |
| 98 | 229,600 | 263,200 |
| 99 | 229,800 | 263,400 |
| 100 | 230,100 | 263,700 |
| 101 | 230,400 | 264,000 |
| 102 | 230,600 | 264,200 |
| 103 | 230,900 | 264,500 |
| 104 | 231,200 | 264,800 |
| 105 | 231,500 | 265,000 |
| 106 | 232,000 | 265,200 |
| 107 | 232,300 | 265,500 |
| 108 | 232,600 | 265,700 |
| 109 | 232,800 | 266,000 |
| 110 | 233,200 | 266,300 |
| 111 | 233,600 | 266,600 |
| 112 | 233,900 | 266,800 |
| 113 | 234,100 | 267,000 |
| 114 | 234,600 | 267,300 |
| 115 | 235,100 | 267,500 |
| 116 | 235,600 | 267,700 |
| 117 | 235,900 | 268,000 |
| 118 | 236,300 | 268,300 |
| 119 | 236,700 | 268,600 |
| 120 | 237,000 | 268,900 |
| 121 | 237,400 | 269,100 |
| 122 | | 269,300 |
| 123 | | 269,600 |
| 124 | | 269,900 |
| 125 | | 270,100 |
| 126 | | 270,300 |
| 127 | | 270,600 |
| 128 | | 270,900 |
| 129 | | 271,100 |
| 130 | | 271,300 |
| 131 | | 271,600 |

| | | | |
|-------|-----|-----------|-----------|
| | 132 | | 271,900 |
| | 133 | | 272,100 |
| | 134 | | 272,300 |
| | 135 | | 272,600 |
| | 136 | | 272,900 |
| | 137 | | 273,100 |
| 再任用職員 | | 194,600 円 | 205,700 円 |

別表第3（第4条関係）

海事職給料表

| 職員の区分 | 職務の級 | 1 級 | 2 級 |
|------------|---------|---------|---------|
| | 号 給 | 給料月額 | 給料月額 |
| 再任用職員以外の職員 | | 円 | 円 |
| | 1 | 166,600 | 213,500 |
| | 2 | 167,800 | 215,900 |
| | 3 | 169,000 | 218,300 |
| | 4 | 170,100 | 220,700 |
| | 5 | 171,200 | 222,900 |
| | 6 | 172,600 | 224,700 |
| | 7 | 174,000 | 226,700 |
| | 8 | 175,400 | 228,600 |
| | 9 | 176,600 | 230,300 |
| | 10 | 178,200 | 231,800 |
| | 11 | 180,000 | 233,300 |
| | 12 | 181,700 | 234,700 |
| | 13 | 183,100 | 236,000 |
| | 14 | 184,600 | 237,000 |
| | 15 | 186,300 | 237,800 |
| | 16 | 187,900 | 238,500 |
| | 17 | 189,400 | 239,000 |
| | 18 | 191,100 | 240,300 |
| | 19 | 192,900 | 241,500 |
| | 20 | 194,600 | 242,500 |
| | 21 | 196,200 | 243,300 |
| | 22 | 198,200 | 244,300 |
| | 23 | 200,100 | 245,200 |
| | 24 | 202,000 | 246,100 |
| 25 | 203,700 | 247,200 | |

| | | |
|----|---------|---------|
| 26 | 205,300 | 248,300 |
| 27 | 207,200 | 249,400 |
| 28 | 209,000 | 250,500 |
| 29 | 210,500 | 251,500 |
| 30 | 212,400 | 252,900 |
| 31 | 214,500 | 254,200 |
| 32 | 216,400 | 255,400 |
| 33 | 218,200 | 256,100 |
| 34 | 219,500 | 256,700 |
| 35 | 221,100 | 257,200 |
| 36 | 222,300 | 257,700 |
| 37 | 223,400 | 258,200 |
| 38 | 225,000 | 258,900 |
| 39 | 226,400 | 259,600 |
| 40 | 227,700 | 260,300 |
| 41 | 229,100 | 260,900 |
| 42 | 230,300 | 262,000 |
| 43 | 231,400 | 263,100 |
| 44 | 232,600 | 264,100 |
| 45 | 233,800 | 264,900 |
| 46 | 234,800 | 266,100 |
| 47 | 235,800 | 267,300 |
| 48 | 236,800 | 268,300 |
| 49 | 238,200 | 269,100 |
| 50 | 239,300 | 270,400 |
| 51 | 240,200 | 271,700 |
| 52 | 241,100 | 273,000 |
| 53 | 242,200 | 273,800 |
| 54 | 243,100 | 274,900 |
| 55 | 244,000 | 275,900 |
| 56 | 244,900 | 276,800 |
| 57 | 245,700 | 277,500 |
| 58 | 246,500 | 278,500 |
| 59 | 247,300 | 279,300 |
| 60 | 248,100 | 280,100 |
| 61 | 248,900 | 280,900 |
| 62 | 249,700 | 281,700 |
| 63 | 250,600 | 282,500 |
| 64 | 251,400 | 283,400 |
| 65 | 251,900 | 284,300 |

| | | |
|-----|---------|---------|
| 66 | 252,700 | 285,200 |
| 67 | 253,400 | 286,000 |
| 68 | 254,100 | 286,800 |
| 69 | 254,800 | 287,600 |
| 70 | 255,300 | 288,200 |
| 71 | 255,800 | 288,700 |
| 72 | 256,300 | 289,300 |
| 73 | 256,700 | 289,800 |
| 74 | 257,000 | 290,300 |
| 75 | 257,300 | 290,800 |
| 76 | 257,500 | 291,100 |
| 77 | 257,700 | 291,300 |
| 78 | 258,000 | 291,600 |
| 79 | 258,300 | 291,900 |
| 80 | 258,500 | 292,100 |
| 81 | 258,700 | 292,400 |
| 82 | 259,000 | 293,000 |
| 83 | 259,200 | 293,300 |
| 84 | 259,400 | 293,600 |
| 85 | 259,700 | 293,900 |
| 86 | | 294,200 |
| 87 | | 294,500 |
| 88 | | 294,700 |
| 89 | | 294,900 |
| 90 | | 295,100 |
| 91 | | 295,400 |
| 92 | | 295,700 |
| 93 | | 295,900 |
| 94 | | 296,200 |
| 95 | | 296,500 |
| 96 | | 296,700 |
| 97 | | 296,900 |
| 98 | | 297,100 |
| 99 | | 297,300 |
| 100 | | 297,600 |
| 101 | | 297,900 |
| 102 | | 298,200 |
| 103 | | 298,400 |
| 104 | | 298,600 |
| 105 | | 298,900 |

| | | | |
|-------|-----|-----------|-----------|
| | 106 | | |
| | 107 | | |
| | 108 | | |
| | 109 | | |
| | 110 | | |
| | 111 | | |
| | 112 | | |
| | 113 | | |
| 再任用職員 | | 216,100 円 | 230,600 円 |

別表第4（第4条関係）

医療職給料表

| 職員の区分 | 職務の級 | 1 級 | 2 級 |
|------------|---------|---------|---------|
| | 号 給 | 俸給月額 | 俸給月額 |
| 再任用職員以外の職員 | | 円 | 円 |
| | 1 | 183,500 | 211,000 |
| | 2 | 184,900 | 212,900 |
| | 3 | 186,400 | 214,900 |
| | 4 | 187,800 | 216,800 |
| | 5 | 189,300 | 218,800 |
| | 6 | 190,800 | 220,600 |
| | 7 | 192,300 | 222,400 |
| | 8 | 193,800 | 224,100 |
| | 9 | 195,000 | 225,800 |
| | 10 | 196,700 | 227,200 |
| | 11 | 198,300 | 228,500 |
| | 12 | 199,800 | 229,400 |
| | 13 | 201,200 | 230,800 |
| | 14 | 203,200 | 231,800 |
| | 15 | 205,300 | 232,800 |
| | 16 | 207,300 | 233,700 |
| | 17 | 209,300 | 234,800 |
| | 18 | 211,300 | 236,200 |
| | 19 | 213,400 | 237,600 |
| | 20 | 215,400 | 238,700 |
| | 21 | 217,300 | 239,800 |
| | 22 | 219,000 | 241,400 |
| 23 | 220,700 | 243,100 | |

| | | |
|----|---------|---------|
| 24 | 222,400 | 244,500 |
| 25 | 223,700 | 245,700 |
| 26 | 225,000 | 247,000 |
| 27 | 226,100 | 248,400 |
| 28 | 227,100 | 249,700 |
| 29 | 228,200 | 251,100 |
| 30 | 229,000 | 252,100 |
| 31 | 229,800 | 252,900 |
| 32 | 230,500 | 253,600 |
| 33 | 231,600 | 254,400 |
| 34 | 232,800 | 255,300 |
| 35 | 233,900 | 256,200 |
| 36 | 234,900 | 256,900 |
| 37 | 235,900 | 257,600 |
| 38 | 237,200 | 258,500 |
| 39 | 238,500 | 259,400 |
| 40 | 239,700 | 260,300 |
| 41 | 240,500 | 260,700 |
| 42 | 241,500 | 261,500 |
| 43 | 242,500 | 262,300 |
| 44 | 243,500 | 263,000 |
| 45 | 244,500 | 263,700 |
| 46 | 245,500 | 264,400 |
| 47 | 246,400 | 265,100 |
| 48 | 247,200 | 265,800 |
| 49 | 248,000 | 266,500 |
| 50 | 248,900 | 267,300 |
| 51 | 249,800 | 268,000 |
| 52 | 250,600 | 268,900 |
| 53 | 251,200 | 269,800 |
| 54 | 252,100 | 270,900 |
| 55 | 253,000 | 272,000 |
| 56 | 253,800 | 273,200 |
| 57 | 254,500 | 274,400 |
| 58 | 255,400 | 275,800 |
| 59 | 256,000 | 277,100 |
| 60 | 256,800 | 278,400 |
| 61 | 257,500 | 279,600 |
| 62 | 258,200 | 280,800 |
| 63 | 258,900 | 281,900 |

| | | |
|-----|---------|---------|
| 64 | 259,600 | 283,000 |
| 65 | 260,200 | 284,000 |
| 66 | 260,900 | 285,200 |
| 67 | 261,500 | 286,400 |
| 68 | 262,100 | 287,400 |
| 69 | 262,700 | 288,400 |
| 70 | 263,300 | 289,800 |
| 71 | 264,100 | 291,100 |
| 72 | 264,900 | 292,300 |
| 73 | 266,100 | 293,300 |
| 74 | 267,200 | 294,600 |
| 75 | 268,200 | 295,800 |
| 76 | 269,200 | 297,000 |
| 77 | 270,100 | 298,300 |
| 78 | 271,000 | 299,500 |
| 79 | 271,900 | 300,700 |
| 80 | 272,800 | 301,900 |
| 81 | 273,600 | 302,400 |
| 82 | 274,500 | 303,600 |
| 83 | 275,400 | 304,700 |
| 84 | 276,000 | 305,800 |
| 85 | 276,700 | 306,900 |
| 86 | 277,400 | 308,100 |
| 87 | 278,100 | 309,300 |
| 88 | 278,800 | 310,400 |
| 89 | 279,600 | 311,500 |
| 90 | 280,400 | 312,700 |
| 91 | 281,200 | 313,900 |
| 92 | 282,000 | 315,000 |
| 93 | 282,800 | 315,800 |
| 94 | 283,800 | 316,500 |
| 95 | 284,700 | 317,200 |
| 96 | 285,600 | 317,800 |
| 97 | 286,200 | 318,300 |
| 98 | 286,800 | 318,600 |
| 99 | 287,400 | 319,200 |
| 100 | 288,300 | 319,800 |
| 101 | 289,100 | 320,200 |
| 102 | 289,900 | 320,800 |
| 103 | 290,700 | 321,400 |

| | | |
|-----|---------|---------|
| 104 | 291,500 | 321,900 |
| 105 | 292,100 | 322,300 |
| 106 | 292,600 | 322,800 |
| 107 | 293,100 | 323,300 |
| 108 | 293,500 | 323,800 |
| 109 | 293,700 | 324,200 |
| 110 | 294,000 | 324,600 |
| 111 | 294,200 | 324,900 |
| 112 | 294,500 | 325,200 |
| 113 | 294,800 | 325,500 |
| 114 | 295,000 | 325,900 |
| 115 | 295,300 | 326,300 |
| 116 | 295,500 | 326,600 |
| 117 | 295,800 | 326,800 |
| 118 | 296,100 | 327,100 |
| 119 | 296,400 | 327,500 |
| 120 | 296,700 | 327,700 |
| 121 | 297,000 | 327,900 |
| 122 | 297,400 | 328,200 |
| 123 | 297,700 | 328,500 |
| 124 | 298,100 | 328,800 |
| 125 | 298,300 | 329,000 |
| 126 | 298,500 | 329,300 |
| 127 | 298,800 | 329,700 |
| 128 | 299,200 | 329,900 |
| 129 | 299,400 | 330,100 |
| 130 | 299,700 | 330,300 |
| 131 | 300,100 | 330,700 |
| 132 | 300,500 | 330,900 |
| 133 | 300,700 | 331,200 |
| 134 | 301,000 | 331,600 |
| 135 | 301,400 | 332,000 |
| 136 | 301,700 | 332,400 |
| 137 | 301,900 | 332,700 |
| 138 | 302,200 | 333,100 |
| 139 | 302,600 | 333,500 |
| 140 | 302,900 | 333,900 |
| 141 | 303,100 | 334,200 |
| 142 | 303,500 | 334,600 |
| 143 | 303,900 | 334,900 |

| | | | |
|-------|-----|-----------|-----------|
| | 144 | 304,200 | 335,300 |
| | 145 | 304,400 | 335,600 |
| | 146 | 304,600 | 336,000 |
| | 147 | 304,900 | 336,400 |
| | 148 | 305,300 | 336,800 |
| | 149 | 305,500 | 337,100 |
| | 150 | 305,700 | 337,500 |
| | 151 | 306,000 | 337,900 |
| | 152 | 306,300 | 338,300 |
| | 153 | 306,700 | 338,600 |
| | 154 | 306,900 | |
| | 155 | 307,100 | |
| | 156 | 307,400 | |
| | 157 | 307,700 | |
| | 158 | 308,000 | |
| | 159 | 308,300 | |
| | 160 | 308,600 | |
| | 161 | 309,000 | |
| | 162 | 309,300 | |
| | 163 | 309,600 | |
| | 164 | 309,900 | |
| | 165 | 310,300 | |
| | 166 | 310,600 | |
| | 167 | 310,900 | |
| | 168 | 311,200 | |
| | 169 | 311,600 | |
| 再任用職員 | | 236,100 円 | 256,400 円 |

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第5号

座間味村官民連携住宅設置及び管理条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村官民連携住宅設置及び管理条例の制定について、議会の議決を求める。

令和6年2月19日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

住民サービスの維持向上等に資することを目的とする住宅を設置するため、本条例を制定する必要がある。これが、本議案を提案する理由である。

条例第2号

座間味村官民連携住宅設置及び管理条例

（趣旨）

第1条 この条例は、住民サービスの維持向上等に資することを目的とするため、座間味村官民連携住宅（以下「官民連携住宅」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第2条 官民連携住宅の名称及び位置は、別表1のとおりとする。

（入居者の公募）

第3条 官民連携住宅の入居者（以下「入居者」という。）は公募の方法により行うものとする。

（入居者の資格）

第4条 別表1の就業者定住促進住宅（以下「就業者住宅」という。）に入居することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。

- （1）入居後その官民連携住宅に住民登録ができる者
- （2）住民サービスを提供する上で必要不可欠な業務（福祉、教育等）に従事するもの。
- （3）給与所得者または給与所得予定者（事業所得がある者及び年金収入のみの者は対象外）。
- （4）村税や使用料を未納・滞納してない者。
- （5）家賃及び敷金を支払う能力を有する者。
- （6）その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者。

2 別表1の民間賃貸住宅（以下「民間住宅」という。）に入居することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。

- （1）入居後その官民連携住宅に住民登録ができる者
- （2）座間味村に現に居住し、住民登録を1年以上行っている者。

- (3) 村税や使用料を未納・滞納してない者。
- (4) 家賃及び敷金を支払う能力を有する者。
- (5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者。

3 前項の規定にかかわらず、村長が特に認めた場合は、入居資格を有するものとして取り扱うものとする。
（公募の例外）

第5条 村長は次に掲げる事由に該当する者を、公募によらず官民連携住宅に入居させることができる。

- (1) 就業者住宅に入居しようとする者
- (2) 災害による住宅の滅失
- (3) 不良住宅の撤去
- (4) 村営住宅と民間住宅の入居者が相互に入れ替ることが双方の利益になる場合や、村営住宅を明け渡し入居する者。
- (5) 専門的な資格を有する村職員や勤務場所から遠隔の地に居住を余儀なくされている者。
- (6) その他村長が必要と認める者。

（入居の申込み及び決定）

第6条 第4条に規定する入居資格のある者で、官民連携住宅に入居しようとする者は、官民連携住宅入居申込書を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定により入居の申込みをした者を官民連携住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対して通知するものとする。

（入居者の選考）

第7条 入居の申込みをした者の数が、入居させるべき官民連携住宅の戸数を超える場合は、選考により入居者を決定する。

2 前項の規定において、民間住宅については、公開抽せんにより入居者を決定する。

（入居補欠者）

第8条 村長は、前条の規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居者のほかに補欠として入居順位を定めて、必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 村長は、官民連携住宅の入居を許可された入居者（以下「入居決定者」という。）が官民連携住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定しなければならない。

（入居の手続）

第9条 入居決定者は、許可のあった日から10日以内に、次に掲げる手続きをしなければならない。

(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、規則に定めるところにより村長が適当と認める連帯保証人1名の連署する請書を提出すること。

(2) 第16条の規定により敷金を納付すること、但し、就業者住宅については免除とする。

2 入居決定者がやむを得ない事情により入居手続きを前項に定める期間内にすることができないときは、村長に事前に申出を行い認められた場合は、前項の規定にかかわらず、村長が別に指定する期間内に前項各号に定める手続きをしなければならない。

3 村長は、入居決定者が第1項又は前項の手続きをしたときは、当該入居決定者に対して速やかに官民連携住宅の入居指定日を通知するものとする。

4 入居決定者は、前項により通知された入居指定日から10日以内に入居しなければならない。ただし、

村長の承認を受けたときは、この限りではない。

- 5 村長は、入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続きをしないとき、又は前項の期間内に入居しないときは、入居の許可を取り消すことができる。

(連帯保証人の変更)

第10条 入居者は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当することとなった時は速やかに規則で定めるところにより当該連帯保証人の変更手続きを行うとともに、村長の承認を得なければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 破産、失職その他の理由により保証能力を有しなくなったとき。
- (3) 転出した時、又は居所が不明になったとき。
- (4) 家庭裁判所から後見開始、補佐開始又は補助開始の審判を受けたとき。
- (5) その他村長が必要と認めてその変更を求めたとき。

- 2 入居者は連帯保証人の住所、氏名又は勤務先に変更があったときは、速やかに、その旨を村長に届け出なければならない。

(同居の承認)

第11条 入居者は、官民連携住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、規則で定めるところにより村長の承認を得なければならない。

- 2 村長は、前項の入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(入居の承継)

第12条 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該官民連携住宅に居住を希望するときは、規則で定めるところにより、村長の承認を得て、入居することができる。

- 2 村長は、前項の引き続き居住しようとする者(同居者を含む。)が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(入居許可期間)

第13条 就業者住宅の入居許可期間は、第4条に規定する入居者の資格を有しなくなるまで。

- 2 入居者は次の号のいずれかに該当するときは、規則に定めるところにより村長の承認を得て前項の期間を延長することができる。

- (1) 入居者が長期療養中であるとき。
- (2) 入居者が災害等により著しい損害を受けたとき。
- (3) 前項の期間の満了日(以下「期間満了日」という。)に18歳未満の扶養する子がいるとき。
- (4) その他特別な事情があるとき。

- 3 前項に規定する期間の延長を希望する入居者は、期間満了日の1か月前までに村長に申し出なければならない。

(家賃の決定及び変更)

第14条 官民連携住宅の毎月の家賃は、別表2のとおりとする。

- 2 村長は次の各号のいずれかに該当するときは、家賃を変更することができる。

- (1) 物価の変動等に伴い家賃を変更する必要があるとき
- (2) 官民連携住宅相互間における家賃の均衡上必要があると認めるとき
- (3) 官民連携住宅を改良したとき
- (4) その他村長が必要と認めるとき

(家賃の徴収)

第15条 家賃は、村長が入居を指定した日又は村長の承認を得た日から官民連携住宅を返還した日又は明け渡しを指定した日（当該指定をした目前に明け渡したときはその日）までの期間について徴収する。

2 家賃は、月の末日（月の途中で返還し、又は明け渡した場合はその日）までにその月分を納付しなければならない。

3 入居者が新たに官民連携住宅に入居した場合又は明け渡した場合においてその月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算（100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる）とする。

4 入居者が第26条第1項の届出をしないで官民連携住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、村長が明け渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(敷金)

第16条 敷金は、入居の際徴収するものとし、その額は、入居時における3月分の家賃に相当する額とする。

2 前項の敷金は、入居者が官民連携住宅を明け渡したとき還付する。この場合において、未納の家賃又は修繕費・損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれらを控除して還付するものとする。

3 前項において敷金の額が、未納の家賃及び損害賠償金を償うに足りないときは、入居者は直ちにその不足額を納付しなければならない

4 敷金には、利子をつけない。

(家賃及び敷金の減免又は徴収猶予)

第17条 村長は、次の号のいずれかに該当する場合は、家賃を減免し、又は徴収を猶予することができる。

(1) 入居者又は同居者が病気のため長期にわたる療養を必要とするとき。

(2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(3) その他前2号に準ずる特別な事情があるとき。

(4) 村長が必要と認めるとき

(修繕費用の負担)

第18条 官民連携住宅及び共同施設の修繕に要する費用（破損ガラスの取替え等軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他付帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は、村の負担とする。

2 入居者の責めに帰すべき理由によって前項に掲げる修繕の必要が生じたときは、前項の規定にかかわらず入居者は、村長の選択に従い修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第19条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) 電気、ガス及び上下水道の使用料

(2) 汚物及び塵芥の処理に要する費用

(3) 共同施設又は給水施設及び汚水処理施設の使用または維持運営に関する費用

(4) 前条第1項に規定するもの以外の官民連携住宅の修繕に要する費用

(入居者の保管義務)

第20条 入居者は、官民連携住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者は、自己の責めに帰すべき理由によって官民連携住宅又は共同施設を滅失し、汚損し、又は損傷したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

3 入居者は、騒音、振動、悪臭等により、他の入居者に迷惑をかけ、又は生活環境を乱す行為をしてはな

らない。

4 入居者は犬、猫その他の動物を飼育してはならない。ただし、その飼育について医師の指示があるなど、特別な事情がある場合は村長の定めるところにより、許可をすることができる。

5 入居は官民連携住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。

(長期不在の届出)

第21条 入居者は、官民連携住宅を引き続き15日以上使用しないときは、村長の定めるところにより届出をしなければならない。

(転貸、譲渡の禁止)

第22条 入居者は、官民連携住宅を他の者に貸し、又は入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

(用途変更、模様替え、増築)

第23条 入居者は、官民連携住宅を模様替えし、又は増築しようとする場合は村長の承認を得なければならない。

2 村長は、前項の承認を行うに当たり、入居者が当該官民連携住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。

3 第1項の承認を得ずに官民連携住宅を模様替えし、又は増築したときには、入居者は、自己の費用で直ちに原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の明け渡し請求)

第24条 村長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該入居者に対し、官民連携住宅の明け渡しを請求することができる。

(1) 不正の行為によって入居したとき。

(2) 正当な理由なく家賃を3月分以上滞納したとき。

(3) 第21条の規定による届け出をせず15日以上官民連携住宅を使用しないとき。

(4) 官民連携住宅又は共同施設を故意に損傷したとき。

(5) 第11条、第12条及び第20条から前条までの規定に違反したとき。

(6) その者又はその同居者が暴力団員であるとき。

(7) 官民連携住宅の入居許可期間が満了するとき。

(8) 官民連携住宅の入居者相互の共同生活の秩序保持等のため、その他村長が官民連携住宅管理上必要と認めるとき。

2 入居者は、前項の規定により、官民連携住宅の明け渡しの請求を受けたときは、速やかに当該官民連携住宅を明け渡さなければならない。

(住宅管理人)

第25条 村長は、官民連携住宅及びその環境を良好な状況に維持するため、住宅管理人を置くことができる。

2 住宅管理人は、修繕すべき箇所の報告等入居者との連絡の事務を行う。

3 前2項に規定するもののほか、住宅管理人に必要な事項は、規則で定める。

(住宅の検査)

第26条 入居者は官民連携住宅を退去し、又は明け渡そうとするときは、その1か月前までに村長に届けて、村長の指定する職員の検査を受けなければならない。

2 入居者が第23条第2項の規定により、官民連携住宅を模様替えし、又は増築したとき前項の検査の時までに、入居者負担で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(立ち入り検査)

第27条 村長は官民連携住宅の管理上必要があると認めるときは、村長の指定した者に、官民連携住宅を立ち入り検査させ、入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項において、現に使用している官民連携住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該官民連携住宅の入居者の承諾を得なければならない。

(許可等に関する意見聴取)

第28条 村長は、第6条の許可若しくは第11条第1項若しくは第12条第1項の承認をしようとするとき、又は現に官民連携住宅に入居している者（同居者を含む。）について特に必要があると認めたときは、第4条第1項第6号、第11条第2項、第12条第2項及び第24条第1項第6号に該当する事由の有無に関し、警察署長の意見を聞くことができる。

(村長への意見)

第29条 警察署長は、現に官民連携住宅に入居している者（同居者を含む。）について、第24条第1項第6号に該当する事由の有無に関し、村長に対し、意見を述べることができる。

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

| 区分 | 名 称 | 位 置 | 戸 数 |
|--------|-----------|----------|-----|
| 官民連携住宅 | 就業者定住促進住宅 | 字阿真157-2 | 10 |
| 官民連携住宅 | 民間賃貸住宅 | 字阿真157-2 | 2 |

別表第2（第14条関係）

| 名 称 | 家賃の月額 | |
|----------------|-----------|---------|
| 就業者定住促進住宅（1DK） | 1階、2階（9戸） | 39,000円 |
| 就業者定住促進住宅（2DK） | 1階（1戸） | 58,000円 |
| 民間賃貸住宅（1DK） | 2階（1戸） | 53,000円 |
| 民間賃貸住宅（2DK） | 2階（1戸） | 73,000円 |

議案第6号

座間味村手数料徴収条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村手数料徴収条例に関する条例（平成12年条例第13号）の一部を改正について、議会の議決を求める。

令和6年2月19日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

令和元年5月31日に公布された「戸籍法の一部を改正する法律」により、本籍地以外での戸籍謄本の発行が可能になり、さらに、電子的な戸籍記録事項の証明情報（戸籍電子証明書）を利用するための識別符号の発行が可能となる。

そのため、新たな事務追加等により手数料条例を改正する。

これが、本議案を提案する理由である。

条例第3号

座間味村手数料徴収条例の一部を改正する条例について

座間味村手数料徴収条例に関する条例（平成12年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書」に改め、同項中第33号を第35号とし、第7号から第32号までを2号ずつ繰り下げ、第2条第1項第4号を同項第5号とし、同項第3号中「若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）1件につき 400円

同項第6号中「閲覧」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧」を、「書類」の次に「又は届書等情報の内容を表示したもの」を加え、同号を同項第8号とし、同項第5号中「又は」を「の交付、」に改め、「証明書の」の次に「交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の」を加え、同号を同項第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (6) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍

電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。) 1件につき 700円

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第7号

座間味村有償バス運行条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村有償バス運行条例（平成25年条例第16号）の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

令和6年2月19日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

バス利用者増加に伴い、乗降車時の安全で円滑な交通を確保するため使用料の納付方法について見直す必要がある。

これが、本議案を提案する理由である。

条例第4号

座間味村有償バス運行条例の一部を改正する条例について

座間味村有償バス運行条例（平成25年9月26日条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「有償バスの車内で現金で行うものとする。」を「現金又は村長の発行する乗車券により納入しなければならない。」に改める。

第5条（6）を（7）とし、（6）に次の文章を加える。

（6）座間味村に住所を有する者は普通使用料を半額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第8号

令和5年度座間味村一般会計補正予算（第10号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和6年2月19日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和5年度座間味村一般会計補正予算（第10号）

令和5年度座間味村一般会計の補正予算（第10号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,146千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,842,106千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月19日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------|-----------|--------|-----------|
| 13 国庫支出金 | | 78,367 | 4,200 | 82,567 |
| | 2 国庫補助金 | 48,270 | 4,200 | 52,470 |
| 17 繰入金 | | 57,360 | 14,946 | 72,306 |
| | 2 基金繰入金 | 27,551 | 14,946 | 42,497 |
| 歳入合計 | | 1,822,960 | 19,146 | 1,842,106 |

歳出

（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|---------|---------|--------|---------|
| 2 総務費 | | 519,454 | 14,596 | 534,050 |
| | 1 総務管理費 | 471,419 | 11,472 | 482,891 |
| | 2 徴税費 | 16,741 | 3,124 | 19,865 |

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|---------|-----------|--------|-----------|
| 3 民生費 | | 195,712 | 4,200 | 199,912 |
| | 1 社会福祉費 | 158,396 | 4,200 | 162,596 |
| 6 農林水産費 | | 63,364 | 350 | 63,714 |
| | 3 水産業費 | 24,114 | 350 | 24,464 |
| 歳出合計 | | 1,822,960 | 19,146 | 1,842,106 |

以上、でございます。

○ 議長（宮平喜文）

これで提出議案の説明を終わります。

日程第4．議案第1号 専決処分の承認について（令和5年度座間味村一般会計補正予算（第9号））について議題にします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

おはようございます。一日よろしくお願ひします。専決処分なんですけど7ページをお願いします。7ページの委託料と扶助費、それぞれちょっと伺いたいんですが、委託はいつものとおりですけども、どこの業者に委託したのか、どういう形でこのお金が使われたのか、あと非課税世帯への臨時特別給付金ということですけども、何世帯が対象になるのかお伺ひします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

まずシステム改修費用ですが、今回7万円支給にあたりまして、まず住民税非課税世帯のデータ抽出、そこからそういった要件確認書と申請書の作成まで依頼をしております。相手方に関しては株式会社OCCです。本村の住民税のシステムも株式会社OCCが受託していますので、そこでやっぱり連動があるものだからほかの業者と委託契約するよりは、そちらのほうとやったほうが予算的にも業務的にも効率が図れるということで随意契約をさせてもらっております。

7万円の支給世帯扶助費ですね、対象者とありますが、とりあえず概要を説明させていただきますと、12月1日時点で本村に住民票がある方で非課税世帯となっております。しかしながら、住民税が非課税かどうかというのは、今年の1月1日にここに住民票がない方は、よその市町村で確定申告をしておりますので、その方の非課税世帯が何名なのかというのは分からないのですが、今年の12月以前から転入・転出されている方がいらっしゃいまして、その方は約60世帯、基本的に今村内に今年の1月1日からいる世帯では今160世帯、非課税対象者として出されております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

今の説明ではトータルでだったら220世帯ほどあるということによろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

220世帯ではなくて、本村に住民票が12月1日時点であって、非課税世帯の方が160世帯、残りは途中から転入していますので、非課税なのか課税なのか分からないんですよ。だからそういう方にも通知をさせていただいて、前住所で納税証明書とかそういったものを添付して、後から提出ですので、実際その方が対象者なのか対象者じゃないのかは申請がないとちょっと分からないというのが現状です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

その調査を納付書とかそういう通知を出して、その人から返ってきた場合、その方が非課税対象世帯なのかどうかを調べた上での給付という形ですね。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

調べるのではなくて、申請書の段階でその途中から転入された方は申請書と一緒に非課税証明書、自分は非課税ですよという証明書も添付して出していただければ、そこでチェックは終わりなので対象となります。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

システム改修等々もあったとお伺いしたんですけども、12月1日以前より住民票も移して住んでいる方で、また非課税世帯対象ではない方にも同じような給付の通知が来たと。一部ちょっと住民の間でも混乱が起きたので、その辺は今ちゃんと対応が取れているのかお伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

その件に関しては、何件かお問合せがありました、そこまで多くはないので対応できているのかなと思っております。混乱は招いていないので、そこまで心配することではないと思っております。基本的にそういった方は、やはり前住所で自分の課税状況を調べてから再度申請のほうをお願いしていますので、要は西田議員がおっしゃったように、途中から転入された方は前回も対象じゃないけれども、自分ももらえるかもしれないというふうに勘違いして問合せがある方は数件おりましたが、その辺は問題なく解決しております。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号 専決処分承認について（令和5年度座間味村一般会計補正予算（第9号））につ

いて採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第1号 専決処分の承認について(令和5年度座間味村一般会計補正予算(第9号))については、原案のとおり承認されました。

日程第5. 議案第2号 専決処分の承認について(令和5年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第5号))について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 又吉文江議員。

○ 1番(又吉文江議員)

おはようございます。よろしくお願いいたします。この消費税の件は、前回にも私は指摘をしたんですけども、ぜひ来年度の予算にはある程度予算を組んでいただきたい。補正、補正で行くのではなく、消費税というのは大体分かっていることなので、それをぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ 議長(宮平喜文)

宮里 哲村長。

○ 村長(宮里 哲)

見込みが甘かったというふうに指摘されればそのとおりでございます。しっかりと精査した上で新年度予算を今編成させていただいているところでございます。また3月の議会では新年度予算を御議論いただく予定となっておりますので、しっかりと対応させていただきたいと思っております。

○ 議長(宮平喜文)

ほかに。よろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号 専決処分の承認について(令和5年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第5号))を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第2号 専決処分の承認について(令和5年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第5号))については、原案のとおり承認されました。

日程第6. 議案第3号 建物明渡等請求事件の和解についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 建物明渡等請求事件の和解について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第3号 建物明渡等請求事件の和解について、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第4号 座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番 宮平清志議員。

○ 6番(宮平清志議員)

おはようございます。今日一日お願いします。今回この条例の一部を改正するという事なんですけれども、報道等によると自治体によっては過去の分まで支払いをするということも聞いておりますが、本村ではどのようにお考えでしょうか。

○ 議長(宮平喜文)

松田 力総務課長。

○ 総務課長(松田 力)

まず12月定例会で出しました職員の給与に関しても昨年の4月から遡及して支給させてもらっています。今回の会計年度任用職員におきましても、令和5年4月1日に遡ってその改正した分の差額を3月に支給したいと考えております。

○ 議長(宮平喜文)

6番 宮平清志議員。

○ 6番(宮平清志議員)

ありがとうございます。

○ 議長(宮平喜文)

ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第4号 座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第5号 座間味村官民連携住宅設置及び管理に関する条例の制定について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ちょっとお伺いしたいんですけども、8ページに家賃の月額が記載されていますが、それぞれ月額の根拠ともし計算式等があれば教えていただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

計算式におきましては、今資料等を持っていませんので後でお渡しできればなと思っております。基本的にこの8ページの第2表の就業者定住促進住宅、そのほうは国からの補助も入っております。ですのでこの算定でいきますと、家賃のほうが安くなっている。民間賃貸住宅、そちらのほうはあくまでも今回やっています民間の方が全てお金を出してやっていますので、ここの金額におきましては、民間業者が定めた金額となっております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

それでは民間の不動産業者だと思いますが、どこなのかお伺いできますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

民間の不動産業者ではなくて、今回この事業をするに当たりましては、もともとの事業の趣旨としまして、本村に就業者、住民福祉、行政サービス等も含めたそういった方の住宅の確保が必要だということで、昨年事業を公募させてもらいました。その業者が自分たちの民間住宅も併せて建設をやりたいということで、私たちが公募したプロポーザルからその業者が入って、その業者が国に申請をして補助金をもらって、村とは関係なく、国から直接業者が行っているという今回の事業スキームとなっております。その中で今大和リースがこの事業に応募しまして、選定された流れとなっております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

これまであった定住促進みたいに、年数を超えた場合の家賃の変動等はございますでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

今回に関しては、まず基本的に民間賃貸住宅のほうも役場の条例に入れさせてもらっている理由が一つありまして、先ほど西田議員からありましたように、村内には不動産業者がいないということで村に管理をお願いしたいということで、この条例に基づいて私たちはその賃貸で受けたのを民間に貸せる予定で金額の設定は業者が行っております。ですのでその民間におきましては、何年後かに料金の変動するかというのは、あくまでもその民間住宅に関しては業者が考えることですので、私たちから上げる下げるとかはなかなか言

えないところではあります。基本的に就業者定住促進住宅に関しては、老朽化も含めたらそういうこともあるかもしれませんが、現時点では何年後かには料金を上げるということは考えておりません。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今の総務課長の説明で基本的には問題ないのですが、併せて追加で説明をさせていただきますと、今回の大和リースが連携をさせていただいてつくった事業でございますけれども、民間活用枠という特定推進事業費の民間活用枠ということで大和リースが民間活用枠の補助金を申請してつくったんですが、この借入れの内容として直接私たち本村は関係ありませんが、国が貸し付けるに当たってこの金額をもって財産をなしてはいけないという条項がございます。したがって10年たちますと今は民間住宅ですけれども、最終的にこの10年でできるだけ業者は元をペイをしていただいた上で、座間味村に譲渡をするというような将来的設計が出来上がっておりまして、そのときには先ほどの松田の話の次として10年以降には私たちがこの財産を取得しますので、そのときには家賃の算定について私たちが主体となって現状でいくのか、安くするのか、高くするのかというのはまた検討することになると思いますが、当面は松田課長が答えたとおりでございます。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

もちろん民間が入っているということで、そちら側の主張がそのまま通っているということなんですけれども、どうしても同じ1DK、2DKにおいての家賃の差額というのが、まあまあ結構大きいものかなというふうに思います。この辺は合わせて統一するということはできなかったのでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

あくまでも官民連携の事業ですので、この条例に載っています民の部分は実際に工事費の中で補助金を受けていない。就業者定住促進に関しては補助金が入っていますので、その工事費から補助金を引いてそこから予算を算定しているところがあります。民間に関しては補助がないですので、一部まるまる工事費から家賃を算定していますので、そこはやはり補助を受けてもコストがかかるようになっていますので、これは致し方ないのかなと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

先ほどの総務課長の説明だと民間の住宅に関しては、入居者資格という部分ではどういう形になるんですか。これは同じなんですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

まず就業者向けに関しては、やはり資格等が優先される方を公募なしに入れていくこととなっていますが、民間の部分に関してはあくまでも公募をして、やはり住民登録が1年以上ある方とか、基本的に税金の滞納がない方という方が対象となっていますので、阿真地区にある定住促進みたい年齢制限とかそういったの

は今回設けておりません。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

一つだけちょっと確認させてもらいます。1ページの第4条（3）給与所得者または給与所得予定者とあります。括弧に事業所得がある者及び年金収入のみの者は対象外とありますが、この建物に入居される民間以外のところの部屋は給与所得者、つまりほとんどの事業者が個人事業主だと思いますが、そういうところで勤めている給与をもらう人しか入れない。であるならば、大体この住居が埋まるのかどうか、その見込みはどれぐらいあるのかお伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

まず（3）なのですが、別表第1の就業者定住促進住宅の部分の中の給与所得者となっていますので、基本的にはこの条例にありますように、福祉、教育等の施設を持ったそういう方を入れますので、基本的には幼稚園教諭等も含まれてきますので、埋まっていくのかなとこちらのほうでは想定しております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

こういう住宅の管理条例というのは、村営ではこういう細かいものはあるですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

条例には公営住宅に関して、また公営住宅、また別の定住促進住宅等は全て管理条例は制定しております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

この条例はそれにのっかって同じような感じなんですか、それとももっと村営の場合は例えば敷金がないとか、そういう条例と同じなのか、それとも違うのか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

公営住宅に関しましては、公営住宅法に基づいた条例の制定となっております。基本的に公営住宅に関しましては、低所得者の家族向けの住宅ですので所得制限とかいろいろ条件がありますので、入居の資格がない方も出てきます。定住促進におきましては、基本的におおむね40歳未満と定めております。今回のこの住宅に関しては年齢等の制限は行っておりません。今回の官民連携住宅に関しては、基本的に敷金・礼金は取らないでおこうと、あくまで公営住宅に関してはアパート的な発想ですので、やっぱりしっかり敷金・礼金を徴収していくという形になっております。民間の部分に関しては敷金・礼金が出てきます。失礼しました。

○ 議長（宮平喜文）

いいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 座間味村官民連携住宅設置及び管理に関する条例の制定について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第5号 座間味村官民連携住宅設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第6号 座間味村手数料徴収条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 座間味村手数料徴収条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第6号 座間味村手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第7号 座間味村有償バス運行条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 座間味村有償バス運行条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第7号 座間味村有償バス運行条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第8号 令和5年度座間味村一般会計補正予算(第10号)について議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番(西田吉之介議員)

6ページです。歳入のところで国庫支出金でプラス420万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が入っていますが、議案の1号で行った7万円の給付の継続に使うのかお伺いします。

○ 議長(宮平喜文)

松田 力総務課長。

○ 総務課長(松田 力)

そのとおりでございます。先ほど説明させていただきましたように、専決処分の際の補正予算に関しては、あくまでも住民票が分かる160世帯の予算を先に専決処分させていただきました。今回の60世帯につきましては、途中からの転入者分、あくまでも最大60世帯分を想定して予算措置させてもらっております。

○ 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

○ 2番(西田吉之介議員)

ちなみに世帯数が少なくて余ったという場合は、このお金はまた国のほうに返されるお金になるのか、それとも基金に上がっていくのかお伺いします。

○ 議長(宮平喜文)

松田 力総務課長。

○ 総務課長(松田 力)

基本的には国も実施分の支給になりますので100%ですね。基本的に残額が出たとしても、その実績に応じてしか100%の国庫がもらえないという形になっております。

○ 議長(宮平喜文)

1番 又吉文江議員。

○ 1番(又吉文江議員)

歳出に関して質疑します。7ページです。弁護士報酬料とありますが470万円。これに関して先ほど村長の説明だと控訴がされて住民訴訟の弁護士代ということで、これ1件だけでしょうか。

○ 議長(宮平喜文)

宮里 哲村長。

○ 村長(宮里 哲)

お見込みのとおりでございます。

○ 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

○ 2番(西田吉之介議員)

同じく7ページの歳出です。2款総務費の中にある用地購入費572万3,000円とありますが、この場所をお伺いしてもよろしいですか。

○ 議長(宮平喜文)

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

2件ありまして、1件が座間味村字座間味区内、もう1件は座間味村字阿真区内となっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

その字座間味と字阿真それぞれあるということですのでけれども、その用地購入の目的等をお伺いしてもよろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

座間味区におきましては、基本的に役場の裏側のほうになりますが、そののところにちょうど中心街ですのでそのほうに今後まだ確定ではないんですが、今計画段階に乗り出している複合施設等の用地に使えればなというそういう考えがありますので、用地取得に至った経緯があります。阿真区に関しては、村有地のそばにあって、そこもいずれは村として活用見込みがあるだろうということで、今回購入の予定となっております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

この土地は公表されますか。それとも場所とかそういうのは村民が求めたら公表で分かるという状態ですか。どの場所とか詳しく。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

聞かれたらお話できますが、基本的には所有者の名前は申し上げられませんが、基本的にこちらは御宮のちょうど裏側が空き地になっていますよね。ノロ宮の裏側。海洋文化館の隣ですね。そちらとなっております。阿真は、阿真の入り口のほうに宿がありますよね。宿のほうに少し入ったら村の所有地がありますので、そちらの裏側、基本的に個人名は出せないでそういうふうな説明になりますが、後で詳細はお見せできたら。なかなか名前が出てくるので説明しづらいなど。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

同じく7ページの一番下です。修繕費を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

先ほど冒頭にうちの村長からありましたように、基本的に次年度、阿嘉・慶留間の出張所の体制を代えようと上のほうで模索していますので、それに伴う阿嘉・慶留間出張所の事務所内の一部改装を考えております。

○ 議長（宮平喜文）

ほかにありますか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 令和5年度座間味村一般会計補正予算(第10号)について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第8号 令和5年度座間味村一般会計補正予算(第10号)については、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

これで会議を閉じます。

これをもって令和6年第1回座間味村議会臨時会を閉会します。

閉 会 (午前11時00分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 平 喜 文

署名議員 垣 花 太 郎

署名議員 中 村 秀 克